

## 市町村における交付額の上限の設定方法について（案）

### （平成20年度補正予算分）

#### 1 事業者に対する運営の安定化等を図る措置

##### （1）事業運営安定化事業分

都道府県配分額	×	$\frac{\text{A市町村の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}{\text{都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}$
---------	---	---

##### （2）通所サービス等利用促進事業分

都道府県配分額	×	$\frac{\text{A市町村の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}{\text{都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}$
---------	---	---

##### （3）その他の事業分

都道府県配分額	×	$\frac{\text{A市町村の自立支援給付費給付実績}}{\text{都道府県の自立支援給付費給付実績}}$
---------	---	---

#### 2 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置

##### （1）都道府県分と市町村の配分割合

都道府県への配分額（定額分、人口割分及び申請分）を、原則として次の割合で按分

都道府県：市町村 = おおむね3：1とする。

##### （2）市町村への配分（交付上限）額は①+②の合計額とする。

①人口割分 都道府県人口割配分額	×	$\frac{\text{A市町村人口}}{\text{都道府県人口}}$	3：1の1に相当する額
②その他分 市町村から都道府県に申請された額に応じて配分			

### 3 市町村の交付の上限額

A市町村の交付の上限 = 1の(1) + 1の(2) + 1の(3) + 2の(2)

(平成21年度補正予算分)

事業者に対する運営の安定化等を図る措置

移行時運営安定化事業(仮称)分

A市町村の交付の上限額 = 都道府県配分額 ×

A市町村の平成20年度  
旧体系施設総費用額

都道府県の平成20年度  
旧体系施設総費用額

#### **※** 都道府県による補正

都道府県は、市町村ごとの交付額の上限を設定するにあたっては、地域の実情等を考慮し、補正を加えることができる。ただし、補正に伴い、市町村の交付の上限額が20%を超えて変更になる場合は、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。